

第 3 7 号議案

福井県立恐竜博物館の設置および管理に関する条例  
の一部改正について

別紙のとおり、福井県立恐竜博物館の設置および管理に関する条例（平成 1 2 年福井県条例第 2 9 号）の一部を改正する。

平成 2 6 年 2 月 2 5 日提出

教 育 長      林      雅      則

提 案 理 由

福井県立恐竜博物館に新設する野外恐竜博物館の観覧料を設定するとともに、「消費税法」等の一部改正等に伴い、恐竜博物館の使用料等の額を改正する必要があるため、この案を提出する。

## 福井県立恐竜博物館の設置および管理に関する条例の一部改正の概要

## 1 概 要

(1) 消費税法の改正に伴い、観覧料および設備、施設使用料を改正する。

(2) 野外恐竜博物館の設置および開館に伴い、新たな観覧料を設定する。

| 区 分        | 個 人        | 団 体        |
|------------|------------|------------|
| 一 般        | 1, 2 0 0 円 | 1, 0 0 0 円 |
| 高校生・大学生    | 1, 0 0 0 円 | 8 0 0 円    |
| 小学生・中学生    | 6 0 0 円    | 5 0 0 円    |
| 幼 児        | 無 料        | 無 料        |
| 高齢者（70歳以上） | 無 料        | 無 料        |

※年間パスポートは対象外

※団体料金は10人以上を対象

※幼児、高齢者（70歳以上）は無料とする。

## 2 施行期日

消費税法の改正に伴う観覧料および設備、施設使用料の改正

→ 平成26年4月1日

野外恐竜博物館の設置および開館に伴う新たな観覧料の設定

→ 平成26年7月19日

福井県立恐竜博物館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表〔第一条による改正〕（平成二十六年四月一日施行）  
 福井県立恐竜博物館の設置および管理に関する条例（平成十二年福井県条例第二十九号）

改正案

第一条（第十四条（略））

別表第一

| 常設展                | 区 分     |         | 金 額（単位：円） |
|--------------------|---------|---------|-----------|
|                    | 個人      | 団体      |           |
| 観覧券による<br>観覧する場合   | 一般      | 一般      | 七二〇       |
|                    | 小学生・中学生 | 小学生・中学生 | 四一〇       |
|                    | 小学生・中学生 | 小学生・中学生 | 二六〇       |
|                    | 小学生・中学生 | 小学生・中学生 | 二六〇       |
|                    | 小学生・中学生 | 小学生・中学生 | 二六〇       |
| 年間観覧券に<br>より観覧する場合 | 一般      | 一般      | 一、〇八〇     |
|                    | 小学生・中学生 | 小学生・中学生 | 一、〇八〇     |
|                    | 小学生・中学生 | 小学生・中学生 | 一、〇八〇     |
|                    | 小学生・中学生 | 小学生・中学生 | 一、〇八〇     |
|                    | 小学生・中学生 | 小学生・中学生 | 一、〇八〇     |
| 特別展                | 一般      | 一般      | 七二〇       |
|                    | 小学生・中学生 | 小学生・中学生 | 四一〇       |
|                    | 小学生・中学生 | 小学生・中学生 | 二六〇       |
|                    | 小学生・中学生 | 小学生・中学生 | 二六〇       |
|                    | 小学生・中学生 | 小学生・中学生 | 二六〇       |

備考

- 「団体」とは、一団の観覧者の数が三十人以上のものをいう。
- 「観覧券」とは、恐竜博物館が展示する資料の観覧に利用することができる券をいう。
- 「年間観覧券」とは、交付を受けた日から起算して一年を経過するまでの期間において、恐竜博物館が展示する資料の観覧に利用することができる券をいう。
- 常設展は、小学校就学の始期に達するまでの者および七十歳以上の者については、無料とする。

別表第二

一 施設

| 区分    | 金額（単位：円）  |            |           |
|-------|-----------|------------|-----------|
|       | 十時から十二時まで | 十三時から十八時まで | 十時から十八時まで |
| 特別展示室 | 八、六四〇     | 二一、六〇〇     | 三四、九七〇    |
| 講堂    | 六、二七〇     | 一六、四六〇     | 二五、七二〇    |
| 研修室   | 二、七八〇     | 六、八九〇      | 一、三二〇     |

備考 使用者が観覧料、入場料等を徴する場合の使用料の額は、この表に掲げる額にその三割に相当する額を加算した額とする。

現行

第一条（第十四条（略））

別表第一

| 常設展                | 区 分     |         | 金 額（単位：円） |
|--------------------|---------|---------|-----------|
|                    | 個人      | 団体      |           |
| 観覧券による<br>観覧する場合   | 一般      | 一般      | 七〇〇       |
|                    | 小学生・中学生 | 小学生・中学生 | 四〇〇       |
|                    | 小学生・中学生 | 小学生・中学生 | 二五〇       |
|                    | 小学生・中学生 | 小学生・中学生 | 二五〇       |
|                    | 小学生・中学生 | 小学生・中学生 | 二五〇       |
| 年間観覧券に<br>より観覧する場合 | 一般      | 一般      | 一、〇〇〇     |
|                    | 小学生・中学生 | 小学生・中学生 | 一、〇〇〇     |
|                    | 小学生・中学生 | 小学生・中学生 | 一、〇〇〇     |
|                    | 小学生・中学生 | 小学生・中学生 | 一、〇〇〇     |
|                    | 小学生・中学生 | 小学生・中学生 | 一、〇〇〇     |
| 特別展                | 一般      | 一般      | 七〇〇       |
|                    | 小学生・中学生 | 小学生・中学生 | 四〇〇       |
|                    | 小学生・中学生 | 小学生・中学生 | 二五〇       |
|                    | 小学生・中学生 | 小学生・中学生 | 二五〇       |
|                    | 小学生・中学生 | 小学生・中学生 | 二五〇       |

備考

- 「団体」とは、一団の観覧者の数が三十人以上のものをいう。
- 「観覧券」とは、恐竜博物館が展示する資料の観覧に利用することができる券をいう。
- 「年間観覧券」とは、交付を受けた日から起算して一年を経過するまでの期間において、恐竜博物館が展示する資料の観覧に利用することができる券をいう。
- 常設展は、小学校就学の始期に達するまでの者および七十歳以上の者については、無料とする。

別表第二

一 施設

| 区分    | 金額（単位：円）  |            |           |
|-------|-----------|------------|-----------|
|       | 十時から十二時まで | 十三時から十八時まで | 十時から十八時まで |
| 特別展示室 | 八、四〇〇     | 二一、〇〇〇     | 三四、〇〇〇    |
| 講堂    | 六、一〇〇     | 一六、〇〇〇     | 二五、〇〇〇    |
| 研修室   | 二、七〇〇     | 六、七〇〇      | 一、〇〇〇     |

備考 使用者が観覧料、入場料等を徴する場合の使用料の額は、この表に掲げる額にその三割に相当する額を加算した額とする。

## 二 設備

| 区分             | 単位 | 算定基礎                   | 金額(単位 円)        |
|----------------|----|------------------------|-----------------|
| 同時通訳システム       | 一式 | 一回五時間以内につき<br>一時間増すごとに | 二七、七〇〇<br>五、五五四 |
| イヤホン           | 一台 | 一回五時間以内につき<br>一時間増すごとに | 一、一〇〇<br>三三     |
| マイク・ロホン        | 一本 | 一回五時間以内につき<br>一時間増すごとに | 二、二〇〇<br>二四     |
| ワイヤレスマイク・ロホン   | 一本 | 一回五時間以内につき<br>一時間増すごとに | 三、三〇〇<br>四六     |
| 十六ミリ映写装置       | 一式 | 一回五時間以内につき<br>一時間増すごとに | 三、一九〇<br>六三八    |
| スライド映写機        | 一式 | 一回五時間以内につき<br>一時間増すごとに | 五、五〇〇<br>一、一〇〇  |
| オーバーヘッドカメラ     | 一式 | 一回五時間以内につき<br>一時間増すごとに | 三、〇〇〇<br>六〇     |
| オーバーヘッドプロジェクター | 一式 | 一回五時間以内につき<br>一時間増すごとに | 三、四〇〇<br>六八     |
| カセットテープレコーダー   | 一台 | 一回五時間以内につき<br>一時間増すごとに | 二、三三〇<br>四六     |
| ビデオテープレコーダー    | 一台 | 一回五時間以内につき<br>一時間増すごとに | 一、四四〇<br>二八八    |
| コンパクトディスクプレーヤー | 一台 | 一回五時間以内につき<br>一時間増すごとに | 二、三三〇<br>四六     |

備考 使用時間に一時間未満の端数があるときは、一時間として計算する。

別表第三  
(第七條關係)

| 区 分             | 金額(單位円)      |
|-----------------|--------------|
| 反射エックス線を用いた鉱物分析 | 一試料につき 三、五六〇 |
| 走査型電子顕微鏡による観察   | 一試料につき 三、六八〇 |
| 元素組成の分析         | 一試料につき 七、〇九〇 |
| 成績書原本の交付        | 一通につき 一、二七〇  |

## 二 設備

| 区分             | 単位 | 算定基礎                   | 金額(単位 円) |
|----------------|----|------------------------|----------|
| 同時通訳システム       | 一式 | 一回五時間以内につき<br>一時間増すごとに | 二七、〇〇〇   |
| イヤホン           | 一台 | 一回五時間以内につき<br>一時間増すごとに | 五、四〇〇    |
| マイクロホン         | 一本 | 一回五時間以内につき<br>一時間増すごとに | 一、〇〇〇    |
| ワイヤレスマイクロホン    | 一本 | 一回五時間以内につき<br>一時間増すごとに | 二、二〇〇    |
| 十六ミリ映写装置       | 一式 | 一回五時間以内につき<br>一時間増すごとに | 三、一〇〇    |
| スライド映写機        | 一式 | 一回五時間以内につき<br>一時間増すごとに | 六、二〇〇    |
| オーバーヘッドカメラ     | 一式 | 一回五時間以内につき<br>一時間増すごとに | 一、〇〇〇    |
| オーバーヘッドプロジェクター | 一式 | 一回五時間以内につき<br>一時間増すごとに | 二九、〇〇〇   |
| カセットテープレコーダー   | 一台 | 一回五時間以内につき<br>一時間増すごとに | 三三、〇〇〇   |
| ビデオテープレコーダー    | 一台 | 一回五時間以内につき<br>一時間増すごとに | 六六、〇〇〇   |
| コンパクトディスクプレーヤー | 一台 | 一回五時間以内につき<br>一時間増すごとに | 三三、〇〇〇   |

備考 使用時間に一時間未満の端数があるときは、一時間として計算する。

別表第三  
(第七條關係)

| 区 分             | 金額 (単位 円)     |
|-----------------|---------------|
| 反射エックス線を用いた鉱物分析 | 一 試料につき 三、四六〇 |
| 走査型電子顕微鏡による観察   | 一 試料につき 三、五八〇 |
| 元素組成の分析         | 一 試料につき 六、八九〇 |
| 成類岩標本の交付        | 一通につき 一、二三〇   |

福井県立恐竜博物館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表【第二条による改正】（平成二十六年七月十九日施行）  
福井県立恐竜博物館の設置および管理に関する条例（平成十二年福井県条例第二十九号）

改正案

第一条（第十四条（略））

別表第一

常設展および特別展

| 常設展 | 区 分            |             | 金 額（単位：円） |
|-----|----------------|-------------|-----------|
|     | 個人             | 団体          |           |
| 常設展 | 観覧券による観覧する場合   | 一般          | 七二〇       |
|     | 合              | 小学生・中学生     | 四一〇       |
|     | 年間観覧券により観覧する場合 | 一般          | 二六〇       |
|     | 合              | 小学生・中学生     | 一、二六〇     |
|     | 特別展            | 知事がその都度定める額 | 二一〇       |

備考

- 「団体」とは、一団の観覧者の数が三十人以上のものをいう。
- 「観覧券」とは、恐竜博物館が展示する資料の観覧に利用することができる券をいう。
- 「年間観覧券」とは、交付を受けた日から起算して一年を経過するまでの期間において、恐竜博物館が展示する資料の観覧に利用することができる券をいう。
- 常設展は、小学校就学の始期に達するまでの者および七十歳以上の者については、無料とする。

二 野外展示

| 区 分     |         | 金 額（単位：円） |
|---------|---------|-----------|
| 個人      | 団体      |           |
| 一般      | 一般      | 一、二〇〇     |
| 小学生・中学生 | 小学生・中学生 | 六〇〇       |
| 小学生・中学生 | 小学生・中学生 | 八〇〇       |
| 小学生・中学生 | 小学生・中学生 | 五〇〇       |

備考

- 「団体」とは、一団の観覧者の数が十人以上のものをいう。
- 小学校就学の始期に達するまでの者および七十歳以上の者については、無料とする。

現行

第一条（第十四条（略））

別表第一

| 常設展 | 区 分            |             | 金 額（単位：円） |
|-----|----------------|-------------|-----------|
|     | 個人             | 団体          |           |
| 常設展 | 観覧券による観覧する場合   | 一般          | 七二〇       |
|     | 合              | 小学生・中学生     | 四一〇       |
|     | 年間観覧券により観覧する場合 | 一般          | 二六〇       |
|     | 合              | 小学生・中学生     | 一、二六〇     |
|     | 特別展            | 知事がその都度定める額 | 二一〇       |

備考

- 「団体」とは、一団の観覧者の数が三十人以上のものをいう。
- 「観覧券」とは、恐竜博物館が展示する資料の観覧に利用することができる券をいう。
- 「年間観覧券」とは、交付を受けた日から起算して一年を経過するまでの期間において、恐竜博物館が展示する資料の観覧に利用することができる券をいう。
- 常設展は、小学校就学の始期に達するまでの者および七十歳以上の者については、無料とする。

別紙

[illegible]

|                     |                     |                     |                  |                    |                     |                     |                     |                     |                     |                     |                     |                     |                     |               |                    |                     |                     |                    |                     |
|---------------------|---------------------|---------------------|------------------|--------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------|--------------------|---------------------|---------------------|--------------------|---------------------|
| 「一、二三〇」に、「七五〇」を「七七〇 | 「に改め、同部団体の項中「六〇〇」を「 | 六二〇」に、「三〇〇」を「三一〇」に、 | 「二〇〇」を「二一〇」に改める。 | 別表第二第一号の表特別展示室の項中「 | 八、四〇〇」を「八、六四〇」に、「二一 | 、〇〇〇」を「二一、六〇〇」に、「三四 | 、〇〇〇」を「三四、九七〇」に改め、同 | 表講堂の項中「六、一〇〇」を「六、二七 | 〇」に、「一六、〇〇〇」を「一六、四六 | 〇」に、「二五、〇〇〇」を「二五、七一 | 〇」に改め、同表研修室の項中「二、七〇 | 〇」を「二、七八〇」に、「六、七〇〇」 | を「六、八九〇」に、「一一、〇〇〇」を | 「一一、三一〇」に改める。 | 別表第二第二号の表同時通訳システムの | 項中「二七、〇〇〇」を「二七、七七〇」 | に、「五、四〇〇」を「五、五五四」に改 | め、同表ワイヤレスマイクホンの項中「 | 二二〇」を「二三〇」に、「四四」を「四 |
|---------------------|---------------------|---------------------|------------------|--------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------|--------------------|---------------------|---------------------|--------------------|---------------------|

|                     |                   |
|---------------------|-------------------|
| 六                   | に改め、同表十六ミリ映写装置の項中 |
| 「三、一〇〇」             | を「三、一九〇」に、「六      |
| 二〇」                 | を「六三八」に改め、同表スライド  |
| 映写機の項中「五三〇」         | を「五五〇」に、          |
| 「一〇六」               | を「一一〇」に改め、同表オー    |
| バーヘッドカメラの項中「二九〇」    | を「三               |
| 〇〇」に、「五八」           | を「六〇」に改め、同        |
| 表オーバーヘッドプロジェクターの項中「 |                   |
| 三三〇」                | を「三四〇」に、「六六」を「六   |
| 八」に改め、同表カセットテープレコーダ |                   |
| ーの項中「二二〇」           | を「二三〇」に、「四        |
| 四」を「四六」に改め、同表ビデオテーブ |                   |
| レコーダーの項中「一、四〇〇」     | を「一、              |
| 四四〇」に、「二八〇」         | を「二八八」に改          |
| め、同表コンパクトディスクプレーヤーの |                   |
| 項中「二二〇」             | を「二三〇」に、「四四」      |
| を「四六」に改める。          |                   |
| 別表第三反射エックス線を用いた鉱物分  |                   |
| 析の項中「三、四六〇」         | を「三、五六〇」          |
| に改め、同表走査型電子顕微鏡による観察 |                   |

|                      |                  |
|----------------------|------------------|
| の項中「三、五八〇」           | を「三、六八〇」に        |
| 改め、同表元素組成の分析の項中「六、八  |                  |
| 九〇」                  | を「七、〇九〇」に改め、同表成績 |
| 奮闘本の交付の項中「一、二三〇」     | を「一              |
| 、二七〇」に改める。           |                  |
| 第二条 福井県立恐竜博物館の設置および管 |                  |
| 理に関する条例の一部を次のように改正す  |                  |
| る。                   |                  |
| 別表第一を次のように改める。       |                  |

| 別表第一        |                    | 常設展および特別展          |                        |
|-------------|--------------------|--------------------|------------------------|
| 区           |                    | 分                  |                        |
| 常設展         | 個人                 | 一般                 | 金 額(単位円)               |
|             | 観覧券により観覧する場合       | 一般 高校生・大学生 小学生・中学生 | 七二〇 四一〇 二六〇            |
| 特別展         | 団体                 | 年間観覧券により観覧する場合     | 一般 高校生・大学生 小学生・中学生     |
|             | 一般 高校生・大学生 小学生・中学生 | 一般 高校生・大学生 小学生・中学生 | 二二〇 三〇〇 一七〇 一三〇 一〇〇 七〇 |
| 知事がその指定定める額 |                    |                    |                        |

| 備考 |                 | 二 野外展示          |                |
|----|-----------------|-----------------|----------------|
| 区  |                 | 分               |                |
| 個人 | 一般              | 一般              | 金 額(単位円)       |
|    | 高校生・大学生 小学生・中学生 | 高校生・大学生 小学生・中学生 | 五〇〇 二五〇 一〇〇 七〇 |
| 団体 | 一般              | 高校生・大学生 小学生・中学生 | 六〇〇 三〇〇 一〇〇 七〇 |
|    | 高校生・大学生 小学生・中学生 | 高校生・大学生 小学生・中学生 | 六〇〇 三〇〇 一〇〇 七〇 |

一 「団体」とは、一回の観覧者の数が十人以上のものをいう。  
 二 小学校就学の始期に達するまでの者および七十歳以上の者については、無料とする。

[illegible]